

## 富山市教育用クラウドサービス利用要領

### (目的)

第1条 この要領は、本市の小中学校等の教育事業に供する教育用クラウドサービスの利用に必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育用クラウドサービス インターネット等のコンピュータネットワークを経由してコンピュータ資源を提供するサービスのうち、学校向けに提供されているものをいう。
- (2) 小中学校等 富山市立小学校、富山市立中学校、富山市立義務教育学校及び適応指導教室
- (3) 教職員 小中学校等に勤務する教職員
- (4) 児童生徒 小中学校等に在籍する児童生徒

### (教育用クラウドサービス選定)

第3条 教育用クラウドサービスは、全ての小中学校等で共通して使用でき、かつ、次の各号に掲げる全ての要件を満たしているものとする。

- (1) 広告が表示されず、教育用クラウドサービスに登録した情報が他の広告等に使用されないこと。
  - (2) 国内の学校向けに提供されている教育用クラウドサービスであり、日本法に準拠し、司法管轄権は日本国内の裁判所にあること。
  - (3) 教育用クラウドサービスの利用者から教育用クラウドサービスへのアクセスにあたって、暗号化された通信を用いていること。
  - (4) 別に定める第三者認証を受け適切なセキュリティレベルを確保していることが確認できる又は、国内の教育委員会や学校において十分な利用実績がある教育用クラウドサービスであること。
- 2 教育用クラウドサービスは、当該サービスの利用規約及び富山市情報セキュリティポリシー及び富山市教育ネットワーク情報セキュリティ対策基準の制限の範囲内で運用する。

### (最高教育用クラウドサービス責任者)

第4条 教育長を最高教育用クラウドサービス責任者（以下、「最高責任者」という。）とする。

- 2 最高責任者は、教育用クラウドサービスを選定する権限を有する。
- 3 最高責任者は、選定した教育用クラウドサービスを適正に運用する統括的な権限及び責任を有し、教育用クラウドサービスの利用に関し必要な事項（以下、「運用方針」という。）を定めることとする。

### (教育用クラウドサービス責任者)

第5条 教育センター所長を教育用クラウドサービス責任者（以下、「責任

- 者」という。)とする。
- 2 責任者は、教育用クラウドサービスの適正な運用管理のために必要な措置を取らなければならない。なお、責任者は、最高責任者の指示に従い運用方針の見直し、設定変更を行う権限及び責任を有する。
  - 3 責任者は、教育用クラウドサービス管理者に対しその所管する学校において教育用クラウドサービスが適正に利用されるよう指導を行う権限を有する。
  - 4 責任者は、必要に応じて情報システム課の助力を要請できる。

(教育用クラウドサービス管理者)

第6条 学校長を教育用クラウドサービス管理者(以下、「管理者」という。)とする。

- 2 管理者は、その所管する学校において教育用クラウドサービスが適正に利用されるよう、教育用クラウドサービス利用者に対し運用方針を周知し徹底させなければならない。
- 3 管理者は、その所管する学校において運用方針と異なる利用を発見した場合、その教育用クラウドサービス利用者に対し適正に利用するよう指導しなければならない。また、その利用が著しく運用方針に反していた場合、教育用クラウドサービス責任者へ報告しなければならない。
- 4 管理者は、その所管する学校において運用の実務を担当する者(以下、「運用担当者」という。)を1名以上選任することができる。

(教育用クラウドサービス利用者)

第7条 教育用クラウドサービス利用者(以下、「利用者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 教職員及び教育委員会事務局職員のうち業務上必要な者
- (2) 児童生徒及びその保護者
- (3) その他、責任者が適当と認めた者

なお、利用者のうち(1)の者を「利用者1」、(2)(3)の者を「利用者2」とする。

(アカウント)

第8条 責任者は、利用者の情報を教育用クラウドサービスに登録し、利用者個人を特定して教育用クラウドサービスを利用することができるアカウントを付与する。

- 2 前項において付与するアカウントは、利用者1人につき1アカウントとする。
- 3 第1項で付与するアカウントのほか、児童生徒の氏名変更やパスワード再設定等を行うため、責任者は管理用アカウント及び学校用アカウントを各学校につき1アカウント発行することができる。
- 4 管理者は、運用担当者に前項の管理用アカウントを使用させ、前項の目的の作業を行わせることができる。
- 5 責任者は、卒業や市外転出、退職等の理由により利用者がその要件を満た

さなくなった場合は、そのアカウントを削除しなければならない。

(同意)

第9条 責任者は、教育用クラウドサービスの利用にあたっては、利用者から同意を得なければならない。

- 2 利用者2（児童生徒にあつては保護者）は、教育用クラウドサービスの利用にあたっては、本要領及び別に定める学習系端末及び教育用クラウドサービス利用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の内容を理解した上で、管理者に同意書を提出しなければならない。なお、責任者又は管理者が認める場合はこの限りではない。
- 2 責任者又は管理者は、本要領及びガイドラインを利用者がインターネット等を介して随時閲覧できるように、ホームページへ掲載する等必要な措置を講じなければならない。

(登録できる情報)

第10条 利用者は、授業等の学習活動に必要な範囲内で教育用クラウドサービスに情報（自ら及び他の利用者の氏名及び学校名その他の個人を特定できる情報を含む。）を登録することができる。

- 2 管理者及び責任者は、教育用クラウドサービスの運用に必要な範囲内で、全ての利用者の氏名及び学校名その他の個人を特定できる情報を教育用クラウドサービスに登録することができる。
- 3 利用者は、教育用クラウドサービスに、富山市情報セキュリティポリシーに定める機密性2以上の情報を登録するには、多要素認証によるID管理、共有ドライブのアクセス制御を行うものとする。また例え自らのものであっても、機微な個人情報（医療・人種・民族・政治信条・宗教・性的指向等）を登録してはならない。

(情報の閲覧、使用、公開、削除)

第11条 教育用クラウドサービスの目的外利用を防ぐ等の理由から、利用者が教育用クラウドサービスを利用し作成・取得等を行った情報及びその操作等の記録を、必要な場合は最高責任者の判断により閲覧、使用、公開することができる。

- 2 責任者は、教育用クラウドサービスの円滑な運用のため、必要に応じて登録されている情報を削除することができる。

(利用者が遵守すべき事項)

第12条 利用者は、以下の事項について遵守しなければならない。

- (1) 不正利用防止のため、パスワードを適切に管理しなければならない。
  - (2) 児童生徒は、教育用クラウドサービスのファイル共有機能を使って第7条に定める利用者以外とデータを共有してはならない。
  - (3) 教職員は、責任者の認めた端末（原則、貸与端末に限る）及び回線を使用しなければならない。ただし、必要な手続きを行った場合、責任者が認める機能に限り、私用端末を利用することができる。
- 2 管理者は、児童生徒に教育用クラウドサービスを初めて利用させる前に、

前項の事項について指導し理解させなければならない。

(緊急時対応)

第13条 教育用クラウドサービスの利用において、セキュリティ侵害が発生した場合又は発生する恐れがある場合、児童生徒は教職員に、教職員は管理者に、管理者は責任者に速やかにその旨を報告しなければならない。

2 前項において報告すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校名、利用者情報
- (2) 事案の状況
- (3) 事案が発生した原因として想定される行為
- (4) 確認された被害・影響範囲
- (5) 経過記録
- (6) その他参考情報

3 責任者は、情報システム課、教育用クラウドサービス提供事業者等関係者と協力して原因を調査のうえ、必要な措置を講じなければならない。

(例外措置)

第14条 管理者は、教育用クラウドサービス利用に関して本要領に依り難い場合には、責任者の許可を得て、例外措置を取ることができる。

2 責任者は、前項の例外措置にあたり、教育用クラウドサービスの情報セキュリティに関係する場合には、情報システム課長に協議しなければならない。

附則

この要領は、令和3年1月12日より施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和7年9月1日より施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日より施行する。